

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 J1-8
- 2 案件名 手塚キャラクター足元サイン再設置工事
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町（宝塚大橋歩道 明石神戸宝塚線）外地内
- 4 契約期間 契約日～令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府中央区大手通3-2-21  
社名： 大塚オーミ陶業株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条 第1項 該当  
  
(指定理由)  
この修繕工事は、手塚治虫作品のキャラクターを描いた陶板サイン1枚を新規制作し、宝塚大橋歩道に設置されていた4枚と合わせた陶板サイン5枚の再設置を行うもので、最適な色で手塚キャラクターのデザインを再現する高度な制作技術が求められる。  
同社は館内の手塚キャラクターを描いた陶板や、市内に設置されている足元サインにおいて、デザイン性の高い陶板サインの豊富な制作実績を有する。  
また、制作から施工まで一括発注することにより、責任の所在を明らかにすることができるとともに、施工まで滞りなく勧められ、年度末の限られた工期内の竣工が可能となる。したがって、この工事を受注できるのは前記の業者を置いて他にない。
- 7 問合わせ先  
課名：手塚治虫記念館 電話：0797-81-2970